

矢野川中学校区地域協議会だより <第11号>

矢野川中学校区地域協議会

矢野川中学校の在り方を検討するため、地域住民代表、矢中保護者代表、若小・矢小保護者代表、未就学児保護者代表で構成する「矢野川中学校区地域協議会」を設置し、定期的に協議会を開催しています。

「矢野川中学校地域協議会だより」では、地域協議会で協議した内容などについて、お知らせしております。

第11回矢野川中学校区地域協議会

日時：令和7年12月10日（水） 19時00分～20時10分

場所：矢野公民館

1 開会

2 議事

(1) 統合時期について

前回の地域協議会において、矢野川中学校の在り方を多数意見である「統合」としてまとめることに決定し、今回は別紙資料を参考に、「統合年度」について地域協議会としての意見をまとめる。

令和9年度に統合とした場合について

【主な意見】

・デメリット（課題）として、「スクールバスの運行計画、安全対策などの準備期間が短く」とあるが、若狭野小学校統合で既にバスルート等を検討しているので、大きな課題にはならないのではないかな。

→ 中学校におけるバス通学の基準や矢野地区のルート等の検討は必要である。

・デメリット（課題）にある「在校生（令和9年度時2、3年生）の対応」とはどういったことか。

→ 通常統合では統合年度に全ての学年で統合するが、これまでの協議の中で「段階的に新入生から統合にできないか」、「在校生は卒業まで通学できないか」というような意見があった。その場合、学校全体のクラス数が減少するたびに教員数が減少するというデメリット（課題）がある。

※ 教員数（兵庫県配置基準）：

2クラスの場合は、教頭含め5人、1クラスの場合は、教頭含め2人。

・段階的な統合とした場合に教員が減少するのは課題とを感じるが、教員の加配措置はないのか。

→ 県からの加配として1人あるかどうかである。例えば教員数2人の学校に、5人、6人の加配はあり得ないとする。

令和10年度以降に統合とした場合について

【主な意見】

・【検討事項】にある「学校選択制」というのはどういうものか。

→ 来年度から矢野小学校で導入する「小規模特認校制度」と同様に、学校選択制度の一種であり、「隣接区域選択制度」というものである。これは、将来の統合を見据えて、早くに大人数での教育を希望する子どもや保護者がいれば、統合までの間に先に統合先である学校を選択できるというものである。

例えば、令和11年度統合となった場合、令和9、10年度に希望すれば、那波中学校を選択できるという制度である。

・学校選択制を導入し、那波中学校を選択した生徒の通学方法はどうか。

→ 矢野小学校の小規模特認校制度と同様に、保護者の責任での通学となる。

◎ 地域協議会としての「統合年度」について

協議の結果、多数意見（会長を除く15名中：令和9年度8名、令和10年度以降4名、判断できない3名）を地域協議会の意見とする。

合意事項（多数意見）

矢野川中学校と那波中学校の統合年度を「令和9年度」としてまとめることとする

◆その他意見

- ・統合までの間、十分な生徒の交流活動を希望する。
- ・令和9年度統合となれば期間が短くなるので、早急に学校間での対応を希望する。
- ・体操服などの学用品について、負担軽減策などの検討をお願いしたい。

(2) 矢野川中学校区における中学校の在り方最終報告書（案）について

本日決定した「統合年度」を盛り込み、「矢野川中学校の在り方は、那波中学校との統合、統合年度については令和9年度」として、最終の報告書を作成し、書面により最終確認等を行い、調整後、教育委員会に報告する。

【お問い合わせ等】

教育委員会管理課 TEL：0791-23-7142 FAX：0791-23-7148

✉：kyoikukanri@city.aioi.lg.jp

【「矢野川中学校区地域協議会」ホームページ】

(随時更新されます)



◆今後のスケジュール（予定）

- 1月下旬 教育委員会による審議
- 2月下旬 教育委員会による決定
- 3月中旬 市議会報告
- 3月下旬 地域住民説明会

◆統合時期によるメリット・デメリット

統合年度	メリット	デメリット（課題）
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数による教育活動の制限が速やかに解消され、適正規模の学校で多様な学習機会や部活動環境を早期に確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化に備えるための事前交流や心理的ケアの時間が短くなり、生徒が新しい学校生活をイメージできないまま統合を迎えるという不安が募る。 ・スクールバスの運行計画、安全対策などの準備期間が短くなり、通学に対する不安が募る。 ・在校生（令和9年度時2、3年生）の対応について検討が必要である。 ※ 最終は教員が減少する。
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化に備えるための事前交流や心理的ケアの時間が十分に確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度入学生から、生徒数は減少する。 <u>【検討事項】令和9年度は学校選択制の導入を検討</u>
令和11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月入学した生徒は転校することなく、矢野川中学校を卒業することができる。（子どもへの負担が少ない。） ・懸念されている学用品の2重買いが避けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度及び令和10年度に入学する子は、転校することになる。 <u>【検討事項】令和9年度以降は学校選択制の導入を検討</u>

◆統合年度ごとの矢野川中学校、那波中学校の生徒数（見込）

※ ただし、転入転出、市外中学校等への進学を見込まない場合

令和9年度統合の場合

（単位：人）

	矢中1年生	矢中2年生	矢中3年生
令和8年度	17	14	20
<u>令和9年度</u>	那波中1年生	那波中2年生	那波中3年生
	89 (3クラス)	79 (3クラス)	90 (3クラス)

令和10年度統合の場合

（単位：人）

	矢中1年生	矢中2年生	矢中3年生
令和8年度	17	14	20
令和9年度	10	17	14
<u>令和10年度</u>	那波中1年生	那波中2年生	那波中3年生
	64 (2クラス)	89 (3クラス)	79 (3クラス)

令和11年度統合の場合

（単位：人）

	矢中1年生	矢中2年生	矢中3年生
令和8年度	17	14	20
令和9年度	10	17	14
令和10年度	2	10	17
<u>令和11年度</u>	那波中1年生	那波中2年生	那波中3年生
	74 (3クラス)	64 (2クラス)	89 (3クラス)